

本書ノ大キサハ國定規格A5判

鳥取縣公報

昭和十九年十一月七日
第千五百七十七號

火 曜 日

告 示

◇鳥取縣告示第六百一十一號
市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ假設建築物建築ノ件左ノ通許可セリ

昭和十九年十一月七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 建築主住所氏名 鳥取市新町三八番地
瀧 本 留 治

一 建築ノ場所 鳥取市新町三八番地

一 建築物ノ用途 住宅兼店舗

一 建築物構造種別 木造屋根瓦葺二階建

一 建築物ノ面積 建築面積 二九、九平方米
突出セル部分 九、六平方米

一 命令事項

昭和十九年十一月七日
第千五百七十七號

- 一、本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
- 一、前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スヘシ
- 一、本建築物ヲ他人ニ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヘシ
- 一、知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルヘシ

◇鳥取縣告示第六百一十二號

商工組合法第三十九條ノ規定ニ依リ昭和十九年十一月一日鳥取縣食酢製造配給統制組合法ノ統制規程變更ヲ認可セリ
昭和十九年十一月七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣公報 每週 曜日發行(休日ニ當ル) 火金 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和十九年十一月七日
第千五百七十七號

(昭和三十四年四月十五日)
郵便物認

00492

◇鳥取縣告示第六百十三號

昭和十九年度以降荷馬車業者ニ對シ昭和七月一月縣令第五號道路損傷負擔金徵收規程ヲ適用シ左記ニ依リ之ヲ賦課徵收スルモノトス、尙負擔金ハ四月ヨリ九月迄ノ分ハ十一月ニ、十月ヨリ翌年三月迄ノ分ハ五月ニ徵收ス 但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ其ノ期限ニ依ラザルコトアルベシ

昭和十九年十一月七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 荷馬車(四輪車二輪車共) 一臺ニ付 月額 壹圓
- 一 乘合馬車(四輪車二輪車共) 一臺ニ付 月額 五拾錢

昭和十九年十一月七日印刷
昭和十九年十一月七日發行

鳥取縣公報

(昭和十四年四月五日)
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取縣
鳥取市東町取
鳥取縣
鳥取市東町取
鳥取縣